

実行委員会方式（百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議）における分担金支出について 対象受検機関：府民文化部都市魅力創造局魅力づくり推進課

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)
<p>1 百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議</p> <p>(1) 目的・取組                      百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議（以下「推進本部会議」という。）では、百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産への登録実現に向けて、ユネスコ世界遺産センターへ提出する推薦書の作成や国内外への情報発信・機運醸成の取組みを行っている。</p> <p>(2) 費用負担                      推進本部会議の運営及び事業に要する経費は、分担金及びその他の収入をもって充てる。                      分担金の負担割合は、関係地方公共団体が共同で負担する。                      負担割合は、大阪府8分の3、堺市8分の3、羽曳野市8分の1、藤井寺市8分の1とする。                      [平成28年度 大阪府分担金 支出額20,127千円→実績（決算額）16,356千円]                      [平成29年度 大阪府分担金 支出額17,490千円]                      ※ 精算方法：構成団体の負担割合に基づき精算</p> <p>(3) 事務局                      推進本部会議の事務を処理するため、事務局を大阪府府民文化部都市魅力創造局魅力づくり推進課内に置く。                      推進本部会議の出納事務は、大阪府府民文化部都市魅力創造局魅力づくり推進課において処理する。</p> <p>2 実行委員会方式に関する過去の監査結果</p> <p>○ 平成26年度（都市魅力創造局魅力づくり推進課）                      （監査結果）                      大阪・光の饗宴実行委員会に対する負担金支出の公正性を担保するため、大阪府と推進事務局の担当者を明確に分離し、適切な事務執行となるよう取り組まれたい。                      （措置）                      監査結果を踏まえ、以下のとおり改善を行い、公金の公平性の担保に努める。                      ・実行委員会に対する負担金支出の公正性を担保するため、大阪府の負担金支出の担当者と推進事務局の経費支出担当者を明確に分離した。                      ・大阪・光の饗宴事務局の支出については、他のグループの担当者がその都度、支出審査事務を行う。</p>	<p>1 推進本部会議から府へ分担金の請求事務を行う担当者と府における分担金の支出事務担当者が同一の職員であり職務の分離が行われていなかった。                      分担金請求・支出事務手続における適正執行の確保の観点から、相互牽制が機能する執行体制となっていない。</p> <p>2 都市魅力創造局では、分担金支出事務に係る担当者の職務の分離について、これまでの監査結果（H26年度、H28年度）でも改善を求められたことを踏まえ、府の分担金支出の担当者と実行委員会の事務局の経理担当者を明確に分離し、同様の事案が発生することのないよう留意事項等を作成し、周知を行っていた。しかし、推進本部会議への分担金の支出事務手続においては、担当者の職務分離が徹底されておらず、周知だけでは再発防止が図られていない状況である。</p>	<p>都市魅力創造局の事業において、過去の監査結果で改善を求めた事項と同様のことが発生したことを踏まえて、以下の点に留意し、内部統制の強化を図られたい。</p> <p>1 推進本部会議に対する分担金支出の公正性を担保するため、推進本部会議から府へ分担金の請求事務を行う担当者と府における分担金の支出事務担当者を分離し、適切な事務執行となるよう改められたい。</p> <p>2 現在、都市魅力創造局チームサイトに掲載している留意事項等を再度局内で周知・定着させることを徹底されたい。                      また、府の担当者と実行委員会の経理担当者の分離を徹底するため、都市魅力創造局内での経費支出に当たっては決裁関与者等が事前に担当者の分離を確認する仕組みを整備し、当該確認内容を記録し、共有するなどして内部統制の実効性を確保されたい。</p>

<p>○ 平成28年度（都市魅力創造局文化・スポーツ課） （監査結果） 芸術文化魅力育成プロジェクト実行委員会に対する負担金支出の公正性を担保するため、大阪府から実行委員会へ負担金を支出する担当者と実行委員会の事務局の経理担当者を分離し、適切な事務執行となるよう改められたい。 都市魅力創造局の事業において、過去の監査結果で改善を求めた事項と同様のことが発生したことを踏まえて、実行委員会方式で事業を実施する際の留意点等を共有する仕組みを整えられたい。 （措置） 芸術文化魅力育成プロジェクト実行委員会については、府から実行委員会へ負担金を支出する担当者と実行委員会の事務局の経理担当者を明確に分離した。 また、今回と同様の事案が発生することのないよう、監査結果については「協議会等団体の会計事務にかかる取扱基準」と併せて、局内への周知及び都市魅力創造局チームサイトへの掲載を行い、実行委員会方式における適正事務の徹底を図った。</p>		
措置の内容		
<p>推進本部会議については、府から推進本部会議へ負担金を支出する担当者と推進本部会議の事務局の経理担当者を明確に分離した。 なお、今回と同様の事案が発生することのないよう、監査結果については「協議会等団体の会計事務にかかる取扱基準」と併せて、局内への周知を行った。 また、府から協議会等団体へ負担金を支出する担当者と協議会等団体の事務局の経理担当者の分離を徹底するため、経費支出に当たっては、担当者の分離を確認する資料を決裁時に添付することにより決裁関与者が、担当者の分離を確認することを徹底した。</p>		

監査（検査）実施年月日（委員：平成29年8月7日、事務局：平成29年6月9日から同年7月4日まで）